

4水漁第1488号
令和5年2月16日

水産政策審議会
会長 田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

令和5年度水産施策（案）について（諮問第411号）

水産基本法（平成13年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、別添「令和5年度水産施策（案）」について、貴審議会の意見を求める。

答 申 書

5 水 審 第 7 号
令和 5 年 5 月 17 日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会
会 長 田中 栄次

令和 5 年 2 月 16 日付け 4 水漁第 1488 号をもって諮問のあった下記事項については、別添のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 411 号 令和 5 年度水産施策（案）について